

第1章

基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨**
- 2 計画の総合目標**
- 3 計画の期間**
- 4 計画の構成**

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

埼玉県では、麻薬、覚醒剤等の薬物乱用防止対策について、その対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、昭和48年9月に薬物乱用防止対策推進埼玉県本部を設置し、薬物乱用の根絶を目標に取り組んできました。

その後、平成23年6月に組織の見直しを行い、埼玉県薬物乱用対策推進会議を設置し、継続して本県における薬物乱用対策を推進してきました。

平成27年4月には、危険ドラッグ等の新たな薬物の乱用や薬物事犯者の再犯率が6割を超えるなど薬物を取り巻く情勢の変化に対応するため、「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年条例第19号。以下「条例」という。）」を制定し、薬物の乱用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進することになりました。

そのため、条例第3条の趣旨を踏まえ、平成27年度に「埼玉県薬物乱用対策推進計画（以下「計画」という。）」、平成30年度に第2次計画を策定し、関係行政機関及び関係団体が強固な連携のもと、薬物乱用対策を推進してきました。

本計画は、国において平成30年8月に策定された「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を踏まえ、第2次計画の体系を生かしつつ、埼玉県内の関係機関が実施する薬物乱用対策を、地域の実情に応じた計画として策定するものです。

2 計画の総合目標

県民が安心して暮らすことができる薬物乱用のない社会をつくる

3 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3か年計画

4 計画のポイント

- (1) 計画は条例の趣旨及び県内の薬物乱用を取り巻く情勢を踏まえ、「予防啓発」、「回復支援」及び「取締指導」を柱として体系化しています。
- (2) 総合目標を達成するため、この3つの柱に対して基本目標を定めています。
- (3) 県の取組のほか、国の関係機関及び県内の関係団体の取組を位置づけることにより、連携の強化を図っています。

5 計画の基本構成

- (1) 埼玉県における薬物事犯の情勢等
県内の薬物事犯の検挙者数の推移や再犯率、年代別の傾向等を分析しています。
- (2) 埼玉県の薬物乱用対策の現状と課題
本県における薬物乱用対策の取組の現状を分析し、今後取り組むべき課題を明らかにしています。
- (3) 埼玉県の薬物乱用対策の体系
取り組むべき課題を踏まえて、本計画における総合目標及び基本目標を示しています。総合目標は数値化するとともに、基本目標の達成を目指す施策体系を示しています。
- (4) 施策の展開
 - ア 基本目標を達成するための施策に係る県の主な取組を示しています。
 - イ 埼玉県薬物乱用対策推進会議に参加している国の関係機関及び県内の関係団体の事業や取組を示しています。

薬物乱用対策の3つの柱と推進体制



